

[事案 2021-116] 新契約無効等請求

・令和4年3月14日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年2月に契約した終身保険（契約①）について、3回の減額手続を行い、減額返還金を平成28年12月に契約した個人年金保険（契約②）の保険料に充当したが、以下の理由により、契約②を無効として既払込保険料を返還するとともに、契約①の減額手続を取り消してほしい（請求①）。また、平成22年3月に契約した終身保険（契約③）について、平成30年2月に部分保障変更を行い、終身保険（契約④）を契約したが、以下の理由により、契約④を取り消して、契約③を復旧してほしい（請求②）。

(1) 請求①について、加入時に元本割れリスクについての説明がなかったため、契約②を中途解約すると元本割れとなることを知らなかった。

(2) 請求②について、被保険者である子が第一子を帝王切開で出産したため、第二子の出産も帝王切開になることが予想されたことから、医療保障を厚くするために契約④を契約したが、募集人は、付加した特約の不担保期間の始期は責任開始期であるにもかかわらず、第一子出産の時からとの誤った説明をした。

<保険会社の主張>

募集人は、元本割れリスクについて適切な説明をしているが、募集人による税制面の効果についての説明に不足があった可能性があるため、申立人が精算金を支払うことを条件に請求①に応じたい。一方、請求②については、募集人は不担保期間の始期が第一子出産時であるとの誤った説明はしていないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足等は認められないものの、保険会社より和解案の提案がなされていることも考慮して、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。